

第一種フロン類充填回収業者登録申請及び変更届の手続きについて

1 手続き方法

①か②のいずれかの方法によって手続きしてください。

※ 申請窓口については6頁「第一種フロン類充填回収業者登録申請及び変更届の窓口」参照

① 電子申請【推奨】

- ・広島県電子申請システムにより、インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、申請をすることが可能です。ただし、本人確認のできる書類（法人の登記事項証明書等）については、原本を申請窓口へ郵送又は持参する必要があります（申請後7日以内に必着）。
- ・更新の登録申請の電子申請による受付期間は、登録有効年月日3か月前から20日前以前です。登録有効年月日まで20日を過ぎている場合は持参又は郵送（郵送は環境保全課受付分に限る）により申請してください。
- ・登録（更新の登録）申請の手数料は同システムから電子納付（ペイジー、クレジットカード又はQRコード決済等）していただきます。
- ・電子申請の詳細な操作方法については、次のリンク先をご確認ください。

（広島県ホームページ：第一種フロン類充填回収業者登録申請・届出の手続き）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html>

② 書面申請【電子申請が困難な場合に限る】

【県内に事業所が存在する場合】

登録（更新の登録）申請については、申請窓口へ持参し、手数料は現金納付※してください。

※令和8年10月より、一部窓口での現金以外の納付が可能です（事前に窓口で御確認ください）。

変更届出又は廃業届出については、申請窓口へ持参又は郵送してください。

【県内に事業所が存在しない場合】

申請窓口へ郵送又は持参してください。

登録（更新の登録）申請について、郵送による提出を希望される場合は、納付書をお送りしますので、事前に電話でご連絡ください。（連絡先：県庁環境保全課 電話 082-513-2920）

【手続き方法に応じた提出方法、手数料納付方法、書類の提出部数】

手続き方法	提出方法	手数料納付方法	書面の提出部数
①電子申請	広島県電子申請システム	電子納付 ・ペイジー ・クレジットカード ・QRコード決済	本人確認のできる書類（住民票※、法人の登記事項証明書）のみ、窓口へ郵送又は持参により1部提出（申請後7日以内に必着） ※住民票は、住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認を望まない場合のみ提出
②書面申請	窓口へ持参	現金納付※ ※一部窓口での現金以外の納付可（R8.10-）	【県内に事業所が存在する場合】 2部提出 正本1部、副本1部 【県内に事業所が存在しない場合】
	窓口へ郵送	納付書 ※県内に事業所が存在しない場合に限る。	1部提出 ※副本の添付書類のうち、本人確認のできる書類は複写で構いません。

2 新規および更新（５年毎）の登録申請

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けようとする者は、登録の申請が必要です。

なお、登録の有効期限は５年で、有効期限満了後も引き続いて業を行おうとする場合は、更新の申請を有効期限の満了日までに行う必要があります。

また、申請に当たっては、新規登録申請、更新登録申請ともに登録申請手数料 5,000 円が必要となります。

※ 更新登録申請については、有効期限の３か月以上前は受け付けない。

番号	必要書類
1	様式第 1（第 8 条関係）第一種フロン類充填回収業者登録・登録更新申請書 ※ 申請者が個人の場合、申請書の余白に氏名のフリガナと生年月日（和暦）を記載してください。（電子申請の場合は申込画面でフリガナと生年月日を入力していただくため、申請書余白への記載は不要です。）
2	フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会うものの資格に関する書類 ※ 別紙「フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会う者の資格に関する書類」参照 ※ 書類が提出できない場合、実務経験申立書を提出してください。
3	本人確認のできる書類 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本（発行日から 3 か月以内のもの） 【個人】提出不要（県が住民基本台帳ネットワークで確認します。） ※ 住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認を希望しない場合は住民票の写しの原本（個人番号：マイナンバーの記載がないもの、発行日から 3 か月以内のもの）
4	申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを示す書類（誓約書）
5	購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のフロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類 ※ フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が 1 分間に 200g 以上のフロン類を回収できる能力を有することが求められます（複数の回収設備の能力の合計でも良いです）。 ※ 紛失などの理由により上記書類を提出できない場合は、フロン類の回収設備を所有し、使用している旨の申立書（要写真添付）を、借用や共同使用の場合は、借用契約書、共同使用規定書等の写しを提出してください。
6	フロン類の回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 （取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し）

3 変更の届出（手数料は不要）

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けた者は、次の事項に変更が生じた場合、30 日以内に変更届出書を提出しなければなりません。

必要書類

様式第 2（第 11 条関係）第一種フロン類充填回収業者変更届出書

※ 届出者が個人であって氏名又は住所の変更の場合、届出書の余白に氏名のフリガナと生年月日（和暦）を記載してください。（電子申請の場合は申込画面でフリガナと生年月日を入力していただくため、届出書余白への記載は不要です。）

変更内容別添付書類

番号	変更内容	添付書類
1	氏名（個人）または名称（法人）及び住所 ※ 個人事業者が法人となった場合は、法人事業者として新規登録を行う必要があります。このとき、個人としての業を廃止したときは廃業届を提出してください。 ※ 吸収合併により、既存の第一種フロン類充填回収業者が消滅し、新規に充填回収業を行う（法人事業者登録を受けていない）事業者に吸収される場合は、消滅した第一種フロン類充填回収業者の廃業届を提出した上で、吸収した事業者が新規登録を行ってください。 ※ 住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認を希望しない場合は住民票の写しの原本（個人番号：マイナンバーの記載がないもの、発行日から 3 か月以内のもの）を提出してください。	○ 本人確認のできる書類 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本（発行日から 3 か月以内のもの） 【個人】提出不要（県が住民基本台帳ネットワークで確認します。）
2	法人代表者氏名	① 本人確認のできる書類 ※ 1 の説明書き参照 ② 申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを示す書類（誓約書）
3	事業所の名称及び所在地 ※ 所在地を変更する場合は、変更の内容の欄に郵便番号及び電話番号も記載してください。	【事業所の名称又は所在地を変更する場合】 様式第 2（第 11 条関係）第一種フロン類充填回収業者変更届出書のみ（添付資料なし） 【事業所を一部廃止する場合】 様式第 2（第 11 条関係）第一種フロン類充填回収業者変更届出書のみ（添付資料なし） 【事業所を追加する場合】 追加する事業所ごとに、以下の書類 ① 様式第 1（第 8 条関係）第一種フロン類充填回収業者登録・登録更新申請書の「事業所の名称及び所在地」以降（表部分）を記入したもの（手数料は不要） ② フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会うものの資格に関する書類 ※ 別紙「フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会う者の資格に関する書類」参照 ※ 書類が提出できない場合、実務経験申立書を提出してください。 ③ 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のフロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類 ※ 紛失などの理由により上記書類を提出できない場合は、フロン類の回収設備を所有し、使用している旨の申立書（要写真添付）を、借用や共同使用の場合は、借用契約書、共同使用規定書等の写しを提出してください。 ④ フロン類の回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し）

4	第一種特定製品の種類等並びに回収及び充填しようとするフロン類の種類 ※ 様式第1の「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」又は「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」欄に付した○印に変更が生じた場合（事業所ごと）	【第一種特定製品の種類並びに充填及び回収しようとするフロン類の種約書、納品書、領収書、販売証明書等のフロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類 ※ 紛失などの理由により上記書類を提出できない場合は、フロン類の回収設備を所有し、使用している旨の申立書（要写真添付）を、借用や共同使用の場合は、借用契約書、共同使用規定書等の写しを提出してください。 ② フロン類の回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し） ※ 登録（更新）申請書に添付した書類と重複するものについては、提出の必要はありません。追加分の書類のみを提出してください。 【充填の登録を受けていない者が充填を追加する場合】 ○ フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会うものの資格に関する書類 ※ 別紙「フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会う者の資格に関する書類」参照 ※ 書類が提出できない場合、実務経験申立書を提出してください。
5	事業者ごとのフロン類の回収設備の種類	① 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のフロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類
6	事業者ごとのフロン類の回収設備の能力、数 ※ <u>上記4の変更を伴う場合、必要</u> <u>上記4の変更を伴わない場合、不要</u>	② フロン類の回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し） ※ 登録（更新）申請書に添付した書類と重複するものについては、提出の必要はありません。追加分の書類のみを提出してください。

4 廃業の届出

第一種フロン類充填回収業者が次のいずれかに該当することになった場合、30日以内に廃止届出書を提出しなければなりません。

番号	必要書類
1	別記様式（県細則第2条関係）第一種フロン類充填回収業廃業等届出書
2	様式第3（第52条関係）第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書（廃業までに充填及び回収したフロン類の量等を報告）

届出者は以下のとおりです。

番号	届出の要因	届出者
1	申請者の死亡	その相続人
2	法人の合併による消滅	その法人を代表する役員であった者
3	法人が破産手続きの開始の決定により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併及び破産手続きの開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
5	広島県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃業した場合	その個人又は法人代表者

第一種フロン類充填回収業者登録申請及び変更届の窓口

【県内に事業所が存在する場合】

書面申請の場合、申請・届出書類提出部数は2部（正本1部、副本1部）。

※ 副本の添付書類のうち、本人確認のできる書類は複写で構いません。

※ 登録事業所が複数ある場合、主たる事業所の申請・届出先が窓口になります。

主たる事業所所在地	申請・届出先	住所	電話番号
大竹市、廿日市市	広島県 西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町	広島県 西部厚生環境事務所 広島支所 環境管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
呉市、江田島市	広島県 西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県 西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市、尾道市、世羅町	広島県 東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
福山市、府中市、神石高原町	広島県 東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1421
三次市、庄原市	広島県 北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

【県内に事業所が存在しない場合】

申請・届出書類提出部数は1部。

県外	広島県環境県民局環境保全課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2920
----	---------------	----------------------------	--------------